

報道関係者各位

令和8年10月23日（金）

【照会先】

徳山労働基準監督署

監督課長 吉富 雄治

電話（0834）21－1788

労働安全衛生法違反被疑事件の書類送検について

徳山労働基準監督署（署長 佐藤 徳司）は、令和8年10月23日、有限会社中原組ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで周南区検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- （1）有限会社中原組
（所在地 鳥取県鳥取市）
- （2）同会社 専務取締役A

2 違反条文

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第185条（巻上げ装置停止時の措置）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 事件の概要

被疑者 有限会社中原組 は、土木工事業を営む事業者であるが、同会社の専務取締役Aは、令和8年8月27日、山口県周南市内の建設工事において自ら運転する、くい打機の巻上げ装置に荷重をかけたままで巻上げ装置を停止していたにもかかわらず、歯止め装置により歯止めを行い、止め金付きブレーキを用いて制動せず、もって確実に巻上げ装置を停止する措置を講じなかったものである。

上記のくい打機をAが運転していたところ、別会社に所属する労働者Bへくい打機のハンマーが落下し、右前腕部を切断する重傷を負ったもの。

4 関係法条文

【労働安全衛生法】

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(中略)の規定に違反したとき。

(罰則)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

(巻上げ装置停止時の措置)

第百八十五条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ装置に荷重をかけたままで巻上げ装置を停止しておくときは、歯止め装置により歯止めを行い、止め金付きブレーキを用いて制動しておく等確実に停止しておかなければならない。